

第6号様式別表9、別表10記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 九	1 用途等	この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について法第72条の23第1項又は第3項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項（同法第142条の規定により同法第57条第1項の規定に準じて計算する場合を含みます。）又は政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
	3「控除未済欠損金額又は控除未済個別欠損金額」	当該事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額又は個別欠損金額で、過去に繰越控除を受けなかった金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の中から順次記載します。 なお、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは同法第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第2項若しくは第5項若しくは同法第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載します。	当該事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額であっても、平成13年3月31日以前に開始した事業年度等において生じたものについては含まれません。
	4「当期控除額」	当該事業年度の所得金額の範囲内で、古い事業年度の中から順次補てんするものとしてその控除できる金額を記載します。	
別 表 十	1 用途等	(1) この明細書は、欠損金額について法第72条の23第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項（同法第142条の規定により、同法第58条第1項の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付してください。 (2) 「青色申告書の提出をやめた事業年度の控除未済の災害損失金」の各欄は、青色申告書以外の申告書を提出することとなった事業年度において記載し、その他の各欄は、第6号様式別表9に準じて記載してください。	当該事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた災害損失金額であっても、平成13年3月31日以前に開始した事業年度等において生じたものについては含まれません。
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	